

〈記入例〉

様式第3号（第9条関係）

成年後見制度利用支援事業助成申請書

●●年●●月●●日

生駒市長 殿

申請者住所 **奈良県生駒市●●町●-●●**
氏名 **茶釜 太郎**
電話番号 **0743-74-1111**

申請者は申請前に
福祉政策課までご連絡ください。

次のとおり、成年後見制度利用支援事業に係る助成を受けたいので、生駒市高齢者に係る成年後見制度利用支援事業実施要綱第9条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

成年被後見人等	氏名（フリガナ） イコマ ハナコ	生年月日
	生駒 花子	昭和■■■年■■■月■■■日 年齢（80）
	住所（フリガナ） ナラケンイコマシ▲▲▲▲マチ (〒630-▲▲▲▲) 奈良県生駒市▲▲町▲-▲▲ 電話番号（0743-▲▲-▲▲▲▲）	
成年後見人等	氏名（フリガナ） チャセン タロウ	
	茶釜 太郎	
	住所（フリガナ） ナラケンイコマシ●●●●マチ (〒630-●●●●) 奈良県生駒市●●町●-●● 電話番号（0743-74-1111）	
申請内容	<input checked="" type="checkbox"/> 郵便切手	4,300 円
	<input checked="" type="checkbox"/> 申立手数料・登記手数料（収入印紙代）	3,400 円
	<input checked="" type="checkbox"/> 診断書料	5,000 円
	<input checked="" type="checkbox"/> 鑑定費用	50,000 円
	<input checked="" type="checkbox"/> その他費用	300 円
	<input checked="" type="checkbox"/> 成年後見人等報酬費用	276,000 円
対象要件該当項目	該当する項目いずれかにチェックを入れてください。	
	<input type="checkbox"/> 生活保護受給者	いずれかにチェックをしてください。
	<input type="checkbox"/> 中国残留邦人等支援給付受給者	
<input checked="" type="checkbox"/> 市町村民税非課税かつ申立費用・報酬費用を負担することが困難な資産状況にある者		
対象要件確認事項	<input checked="" type="checkbox"/> 成年後見人等が成年被後見人等の配偶者又は4親等内の親族ではない	
	<input checked="" type="checkbox"/> 成年被後見人等は他市区町村の介護保険の被保険者又は他市区町村から介護給付費等の支給決定若しくは生活保護を受けている者ではない	

2ページをご参照のうえ
助成額をご記入ください。

ご確認のうえ、チェックをしてください。
該当しない場合、報酬費用助成の対象外となりますのでご了承ください。

成年後見人等報酬費用の算出方法

- ① 報酬付与の審判により家庭裁判所が決定した報酬額と助成上限額を比較して少ない額を助成額(成年後見報酬費用)とします。
- ② 助成上限額は、対象者の生活の場が在宅にあっては月額28,000円、施設等へ入所(病院への入院も含む)にあっては月額18,000円とします。
- ③ 下記の場合等において、日割計算を行う必要がある場合は日割計算を行います。また、日割計算した上限額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。

- ・ 家庭裁判所の審判付与対象期間の始期が令和4年4月1日以前の場合【具体例 1】
- ・ 対象期間の始期及び終期の属する月が1ヶ月未満の場合【具体例 1・2】
- ・ 在宅期間と施設等の入所期間が混在する月を含む場合【具体例 2】

〈例〉4月 月の日数 30日
報酬助成 4月16日～
入院 10日
在宅 5日 計15日間

対象外 15	入院 10	在宅 5
-----------	----------	---------

4月は入院(施設)とみなします。
18,000円×15/30=9,000円

【具体例 1】 在宅 (月額28,000円を上限とする)

3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
在宅	在宅	在宅	在宅	在宅	在宅							

対象外 10ヶ月 14日間
報酬付与の審判 276,000円 令和4年3月1日～令和5年3月14日(令和4年3月1日～令和4年3月31日は対象外)
日数:379日 - 276,000円 ÷ 379日 = 728.23円 / 日
令和4年4月1日～令和5年3月14日 日数:348日 728円 / 日 × 348日 = 253,344円
預貯金残高 550,000円(550,000 - 276,000 = 274,000円 < 300,000円) ※30万円以上の場合は対象外

4月～2月 28,000円 × 11ヶ月 = 308,000
3月 28,000円 × 14日 / 31日 = 12,645.16円(1円未満切捨て)
計 = 320,645円

①家庭裁判所の報酬付与額 253,344円
②生駒市の助成費用上限額 320,645円
① < ②
① 253,344円が交付申請額になります。

【具体例 2】 在宅から施設へ (月額在宅28,000円、施設18,000円を上限とする)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
在宅	在宅	在宅	在宅	在宅	施設	施設	施設	施設	施設	施設	施設

15日間 4ヶ月 6ヶ月 14日間
報酬付与の審判 300,000円 令和4年4月16日～令和5年3月14日
預貯金残高 550,000円(550,000 - 300,000 = 250,000円 < 300,000円)
令和4年4月16日～令和4年8月25日 在宅 8月26日から施設

4月 28,000円 × 15日 / 30日 = 14,000
5月～8月 28,000円 × 4ヶ月 = 112,000
9月～2月 18,000円 × 6ヶ月 = 108,000
3月 18,000円 × 14日 / 31日 = 8,129.03円(1円未満切捨て)
計 = 242,129円

在宅 25日
施設 6日
当該月に占める割合が多い方を生活の場とみなします。
同日の場合は月額28,000円を上限とします。

①家庭裁判所の報酬付与額 300,000円
②生駒市の助成費用上限額 242,129円
① > ②
② 242,129円が交付申請額になります。